后川来公報

令和 4 年 1 月 31 日 (月曜日)

号

外

(第 4 号)

目 次

規 則

○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬業務課)

規則

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月111十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

第四十八条第一項中「発走合図」を「発走委員」に改め、「使用して」の下に「発走合図を」を加え、同条に次の石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

二項を加える。

- 4 騎手は、第二項の白旗の表示があつたときは、馬を速やかに発走地点に集合させるものとする。
- 5
 ら
 発走委員は、前項の規定により馬が発走地点に集合した後、再び第一項の発走合図を行う。

密 副

この規則は、令和四年二月一日から施行する。

(1箇月2,350円送料とも)